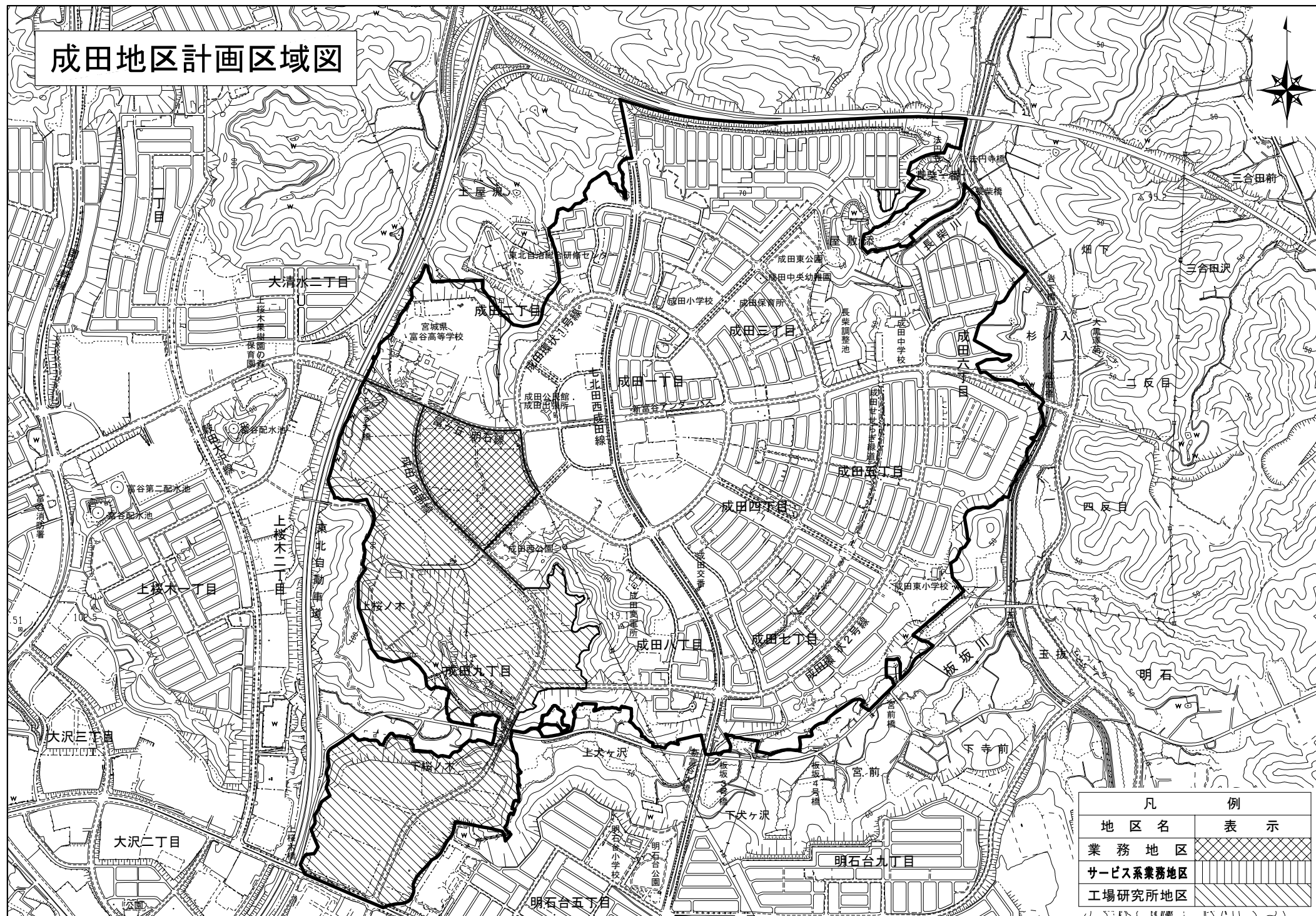


成田地区計画

地区整備計画区域	工 場 ・ 研 究 所 地 区										
用 途 地 域 (建 べ い 率 ・ 容 積 率) %	工業地域（60・200）										
土 地 利 用 の 方 針	生産施設及び研究・開発施設の立地を図る。										
ま ち づ く り ル 制 ル	建築物の用途 【建築できるもの】	・工場 ・事務所 ・倉庫業を営む倉庫 ・寄宿舎 ・物品販売業を営む店舗又は飲食店（床面積が300㎡以上のものを除く） ・自動車に直接燃料を供給するための施設 ・建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物									
	建築物の壁面の位置	・都市計画道路成田西部線又は都市計画道路富ヶ丘明石線の道路境界線から面積が2,500㎡を超える敷地については 5.0m以上 - 面積が2,500㎡以下の敷地については 3.0m以上 ・上記以外の道路境界線又は隣地境界線から面積が2,500㎡を超える敷地については 3.0m以上									
	形態・意匠	・屋外広告物は落ち着きのある色彩を使用し、自己の用に供するものに限る。また道路境界線から5.0m以内（面積が2,500㎡以下の敷地にあつては道路境界線から3.0m以内）に固定広告物を独立して地上に設置する場合は、地盤面からの高さが2.0m以下とする。（公益上必要なものについて特例あり） ・建築物等の屋根及び外壁等の色彩は、原色を避け落ち着きのあるものとする。									
	かき又はさく の 限	道路に面する部分に設けるかき又はさく ・生垣又は高さ2.0m以下の透視可能なフェンス等とする。都市計画道路成田西部線又は都市計画道路富ヶ丘明石線の道路境界線から当該かき又はさくまでの距離は、面積が2,500㎡を超える敷地については、5.0m以上とし、それ以外の敷地については3.0m以上とする。 ・面積が2,500㎡を超える敷地のうち都市計画道路成田西部線又は都市計画道路富ヶ丘明石線からの距離が5.0m以内の部分は緑地とする。 ※人及び車両の進入部分を除く。									
【 解 説 図 】											
○壁面の位置 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>面積が2,500㎡を超える敷地</th><th>面積が2,500㎡以下の敷地</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>成田西部線又は富ヶ丘明石線の道路境界線から</td><td>5.0m以上</td><td>3.0m以上</td></tr> <tr> <td>成田西部線又は富ヶ丘明石線以外の道路境界線又は隣地境界線から</td><td>3.0m以上</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>				面積が2,500㎡を超える敷地	面積が2,500㎡以下の敷地	成田西部線又は富ヶ丘明石線の道路境界線から	5.0m以上	3.0m以上	成田西部線又は富ヶ丘明石線以外の道路境界線又は隣地境界線から	3.0m以上	—
	面積が2,500㎡を超える敷地	面積が2,500㎡以下の敷地									
成田西部線又は富ヶ丘明石線の道路境界線から	5.0m以上	3.0m以上									
成田西部線又は富ヶ丘明石線以外の道路境界線又は隣地境界線から	3.0m以上	—									
（ ）内の数字は面積が2,500㎡以下の敷地の場合 ※1 面積が2,500㎡以下の敷地を除く ※透視可能なフェンス等：透過率を均等に50%以上確保できるもの											

成田地区計画区域図



凡	例
地区名	表示
業務地区	
サービス系業務地区	
工場研究所地区	